特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	地方税の徴収に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岩国市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県岩国市長

公表日
令和8年10月9日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の内容	・地方税法（昭和25年法律第226号）、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務に利用している。 ① 地方税の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 ② 督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ③ 納税証明発行事務
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	収納管理 ・収納、督促状送付、還付、充当等の収納管理業務を行う。 証明書発行 ・納税証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、 既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、 管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く 宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を 通知する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　(　)

システム4	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	滞納整理等、滞納管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　(　)

システム6～10
システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 （別表における情報照会の根拠となる項） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 収税課
②所属長の役職名	収税課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		納税義務者
	その必要性	正確かつ公平・公正な徴収を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　口座情報　）
	その妥当性	○識別情報　対象者を特定するために記録 ○連絡先情報　納付の確認、催告を行うために記録 ○業務関係情報 ・国税関係情報　滞納整理業務を行うために記録 ・地方税関係情報　賦課状況、収納状況及び滞納整理状況を把握するために記録 ・保険関係情報　保険料等の賦課状況・収納状況を把握するために記録 ・児童福祉・子育て関係情報　児童手当等の受給状況を把握するために記録 ・障害者福祉関係情報　障害者手帳の交付状況を把握するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報　生活保護の受給状況を把握するために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報　介護認定等の状況を把握するために記録 ・雇用・労働関係情報　勤務先・賃金等を把握するために記録 ・年金関係情報　年金の受給状況を把握するために記録 ・その他 口座情報　口座振替、還付処理を行うために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		総合政策部 収税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		収納、還付、充当、納税証明発行等の収納管理業務及び督促状送付や滞納整理等の滞納整理業務を行う。
④使用の主体	使用部署	総合政策部 収税課、由宇総合支所 市民福祉課、周東総合支所 市民福祉課・玖珂支所、錦総合支所 市民福祉課・美川支所、美和総合支所 市民福祉課・本郷支所
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		① 収納管理事務 算出された税額を適正に徴収する。 ② 還付・充当事務 算出された税額に対して過誤納が発生した際に還付、充当処理を行う。 還付通知または充当通知を対象者に送付する。還付口座については、口座振替の登録状況や、情報提供ネットワークシステムへの照会等により確認する。 ③ 納税証明書の発行事務 賦課情報に対する収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 ④督促状発送事務 算出された税額に対して未納があれば督促状を対象者に送付する。 ⑤滞納整理事務 滞納が続く者に対して資力調査を行い、差押等の滞納整理業務を行う。
	情報の突合	納税義務者と入手情報対象者の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 2 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		税システム管理の委託	
①委託内容		システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		岩国市納税確認センター運営事業の委託	
①委託内容		市税について納付勧奨及び付随する業務を実施する。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		HARVEY株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	**＜岩国市における措置＞** 庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 **＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞** ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 **＜ガバメントクラウドにおける措置＞** ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

別紙1のとおり

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
収納情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
個人番号の取得時に十分な本人確認が行われないということがないように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下、「ガイドライン」という。）、及び関係法令等の周知、並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・収納システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。 共用で使用する窓口端末では生体認証（静脈認証）を行う。	
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞ ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務(業務契約終了後も含む。) ② 再委託の禁止又は制限 ③ 目的外利用の禁止 ④ 個人情報が記録された資料等の複写又は複製の禁止又は制限 ⑤ 事故発生又はその恐れがある場合における報告義務 ⑥ 業務の実施状況及び個人情報の取得状況についての調査権限 ⑦ 個人情報の持ち出しの禁止又は制限 ⑧ 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄 ⑨ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑩ 個人情報を取り扱う従業者の明確化	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　再委託していない　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内より個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①サーバー室の、入退室管理を行う。 ②許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 ③バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 ④停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームをサーバー室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	「ガイドライン」及び関係法令等、並びに「岩国市情報セキュリティポリシー」について、その内容を職員に周知する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用マニュアル等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩国市役所 総務部総務課 文書法令班 〒740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5031(直通)　FAX:0827-24-4206
②請求方法	指定様式による書面の提示により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩国市役所 総合政策部収税課 管理班 〒740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5059(直通)　FAX:0827-24-4206
②対応方法	問合せを受け付けた際、その対応内容について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月27日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

平成28年6月30日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:ユーザ認証の管理・ 具体的な管理方法	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。 共用で使用する窓口端末では生体認証(静脈認証)を行う。	事後	認証方法追加による修正
平成29年6月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/6/1	2017/6/30	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
平成30年3月30日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	収税課長 片岡 久	収税課長 上田 勝久	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/6/30	2018/6/29	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	収税課長 上田 勝久	収税課長	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2018/6/29	2019/6/28	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和2年6月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/6/28	2020/6/30	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和2年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	岩国市納税確認センター運営事業	岩国市納税等確認センター運営事業	事後	事業名の修正
令和2年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先名	株式会社ベルシステム24	株式会社ケー・デー・シー	事後	委託先名の変更

令和3年9月1日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	2020/6/30	2021/6/30	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報照会の根拠となる項） 27	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報照会の根拠となる項） 27	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	総合政策部　収税課、由宇総合支所　市民福祉課、玖珂総合支所　市民福祉課、周東総合支所　市民福祉課、錦総合支所　市民福祉課・美川支所、美和総合支所　市民福祉課・本郷支所	総合政策部　収税課、由宇総合支所　市民福祉課、周東総合支所　市民福祉課・玖珂支所、錦総合支所　市民福祉課・美川支所、美和総合支所　市民福祉課・本郷支所	事後	令和2年10月1日付けの組織改編による変更
令和4年7月29日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	2021/6/30	2022/7/29	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和4年7月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の使用 ⑤使用方法 ②還付・充当処理	記載なし	「還付口座については、口座振替の登録状況や、情報提供ネットワークシステムへの照会等により確認する。」を追記。	事前	特定個人情報89（公的給付支給等口座登録簿関係情報）に係る情報連携に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	岩国市納税等確認センター運営事業の委託	岩国市納税確認センター運営事業の委託	事後	事業名の修正
令和5年7月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先名	株式会社ケー・デー・シー	HARVEY株式会社	事後	委託先名の変更
令和5年7月28日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	2022/7/29	2023/7/28	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更

令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	収納管理 ・収納、還付、充当等の収納管理業務を行う。 ・督促状送付や滞納整理等、滞納管理業務を行う。	収納管理 ・収納、督促状送付、還付、充当等の収納管理業務を行う。	事前	委託先名の変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム４ ①システムの名称	記載なし	滞納管理システム	事前	システム更新に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム４ ②システムの機能	記載なし	滞納整理等、滞納管理業務を行う。	事前	システム更新に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム４ ②システムの機能	記載なし	[〇]宛名システム等	事前	システム更新に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ４．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第１の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 ５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報照会の根拠となる項） 27	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 （別表における情報照会の根拠となる項） 番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表48の項	事後	番号法改正による変更

令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社日立ソリューションズ西日本	事前	委託先名の変更
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 保管場所	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	＜岩国市における措置＞ 庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	システム更新に伴う変更

令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①サーバー室の、入退室管理を行う。 ②許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 ③バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 ④停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをサーバー室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。	＜岩国市における物理的対策＞ ①サーバー室の、入退室管理を行う。 ②許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 ③バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 ④停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをサーバー室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	システム更新に伴う変更

令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。	事前	システム更新に伴う変更

			（続き） ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
令和6年12月26日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和5年7月28日	令和6年12月26日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和7年6月27日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和6年12月26日	令和7年6月27日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更